

別表 公社タウン蔵王みはらしの丘

助成の種別	対象者	助成内容		条 件	申請期限	申請書添付書類
		助成対象	助成額			
住環境整備・再エネ設備導入助成 (※1)	土地売買契約を締結した方	(1)花壇・垣根・樹木等の工事及び当該工事と共に実施する擁壁工事に要した費用	左欄の費用	工事の実施の事実が確認できること。	土地の引渡日から3年	(1)及び(2) ・工事内訳書 ・施工写真 ・領収書の写し (3)及び(4) ・山形県又は山形市から交付決定された交付決定(額の確定)通知書の写し ・上記補助金申請に係る実績報告書等の写し(発電最大出力が分かる書類) ・上記の交付決定通知書がない場合は、公社が必要と認める書類
		(2)融雪設備(散水方式を除く)工事に要した費用	左欄の費用			
		(3)太陽光発電設備	1kw当たり2.5万円(上限10万円)	発電出力10kw未満		
		(4)ペレットストーブ等燃料機器(木質バイオマス燃焼機器)	1/2(上限10万円)	ペレットストーブ・チップストーブ・薪ストーブ・モミガラストーブ		
		(1)～(4)毎に申請は各1回を限度(千円未満切捨)、かつ、(1)～(4)の合計の上限は30万円/区画				
やまがた森林(モリ)ノミクス推進助成 (※1)	土地売買契約を締結した方	(1)山形の家づくり利子補給制度の要件を満たす住宅	30万円/区画	「令和2年度山形の家づくり利子補給金交付要綱」第3条に規定する要件を満たしていること。 (利子補給を受けない場合であっても、要件を満たす場合は助成の対象となる。)	土地の引渡日から3年	(1)山形県から交付決定された「利子補給金交付予定額確認通知書」の写し または、「令和2年度山形の家づくり利子補給金交付要綱」第8条に定める山形の家づくり利子補給金交付申請書(様式第5号)及びその添付書類 (2) ・見積書等 ・県産材使用を証明する書類 ・設置後の建具の写真 ・領収書の写し
		(2)県産木材の建具の設置または購入の費用	左欄の費用(上限30万円)	設置または購入の事実が確認できること。		
		・(1)～(2)の申請は各1回を限度(千円未満切捨)				
U・I・Jターン助成 (※1)	申込時点で県外に住所のある方 (県内の企業・行政機関等で採用された方が、転勤等の事情により県外に居住している場合を除く)	—	30万円/区画	購入した土地に定住したことが確認できること。	土地売買契約締結時	・申込時の住民票抄本 ・定住時の住民票抄本

(※1)公益・生活利便施設用地は助成対象外